

平成27年度 集団健診のお知らせ

今年度も、各字公民館・ちむぐくる館等を利用した集団健診が6月から始まります。日曜健診も予定していますので、お仕事等で平日の受診が難しい方はぜひご利用ください。多くのみなさまの受診をお待ちしています。

健 診 日		対 象 区 域	受 付 時 間	健 診 場 所	胃がん検診
6月24日	水	津嘉山	8：30～10：30	津嘉山公民館	○
6月25日	木				
7月 1日	水	与那覇	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
		山 川			
7月15日	水	宮 城	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
		宮 平			
8月19日	水	喜屋武	8：30～10：30	喜屋武集落センター	×
8月25日	火	兼 城	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
8月30日	日	大 名	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
		慶 原			
		北丘ハイッ			
		第一団地			
		宮平ハイッ			
9月 3日	木	婦人がん検診	14：00～15：30	ちむぐくる館	婦人がん のみ
9月 9日	水				
9月16日	水				
9月28日	月	本 部	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
		照 屋			
		兼本ハイッ			
		第二団地			
10月14日	水	神 里	8：30～10：30	神里構造改善センター	×
10月25日	日	全 体	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
11月10日	火	ナイト健診	18：00～19：30	ちむぐくる館	×
11月18日	水				
11月29日	日	全 体	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
12月13日	日	全 体	8：30～10：30	ちむぐくる館	○
2月 7日	日	全 体	8：30～10：30	ちむぐくる館	○

※対象区域以外の日程でも受診可能です。

★持参するもの

1. 健康診査受診券（国保の保険証、40歳未満健診受診券、長寿健診受診券）
2. がん検診受診券

★ご理解とご協力をお願いします。

- ・ × 印の箇所は胃がん検診が受診できません。○印または、個別健診の各医療機関で受診して下さい。
- ・ 集団健診で実施している胃がん検診はバリウムのみです。胃カメラは実施していません。
- ・ 胃がん検診（バリウム）を受診希望の方は前日の午後9時以降は食事をとらないで下さい。前日の12時まではお茶や水は飲んで構いません。また降圧剤を飲んでいる方は、検査の3時間前までにコップ1杯の水で服用して下さい。

集団健診についてのお問い合わせは 国保年金課 ☎889－1798 まで

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」についてお知らせします。

消費税率が平成26年4月に8%へと引き上げられたことにより、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が支給されます。

臨時福祉給付金

○ 支給要件

- 支給対象者 ・平成27年度分の住民税が課税されていない方
ただし、下記に該当する方は除きます。
〔・課税されている方の扶養に入っている場合
・生活保護の受給者である場合 など〕
- 支給額 ・1人につき6,000円
- 基準日 ・平成27年1月1日
- 申請期間 ・平成27年8月上旬から10月 予定
- 申請書 ・給付金の対象となる見込みがある方に8月上旬に申請書を郵送します。

子育て世帯臨時特例給付金

○ 支給要件

- 支給対象者 ・平成27年6月分の児童手当受給者（※特例給付を除く）
※特例給付…所得が高額な方へ児童手当を1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
- 対象児童 ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
- 支給額 ・対象児童1人につき3,000円
- 基準日 ・平成27年5月31日
- 申請期間 ・平成27年6月15日（月）から9月16日（水）
- 申請書 ・給付金の対象となる見込みがある方に6月中旬に申請書を郵送します。
・ただし、公務員の方は、勤務先から案内がありますので、勤務先で受給証明を受けた後、役場へ申請になります。

※平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

お問い合わせ 《申請方法に関すること》 南風原町役場 こども課 2つの給付金窓口 ☎098－851－3989
《制度に関すること》 厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570－037－192

児童手当の現況届がはじまります

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

この届出の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
◆6月初旬頃、受給者の方へ役場から個人通知を発送します。内容をご確認のうえ必ず届出してください。

届け出期間
平成 27 年
6/15 月～
6/29 月

※受付時間
平日8：30～17：15
(6/23は受付できません)

児童手当支給額（所得制限があります）		所得制限限度額（この限度額を超えた場合は特例給付として児童1人あたり月額5千円の支給になります。） （単位：万円）		
児童の年齢	児童手当の額（1人あたりの月額）	扶養親族等の数	所得制限限度	収入額の目安
3歳未満	一律15,000円	0人	622.0	833.3
3歳以上 小学校修了前	10,000円 （※第3子以降は15,000円）	1人	660.0	875.6
中学生	一律10,000円	2人	698.0	917.8
		3人	736.0	960.0
		4人	774.0	1002.1
		5人	812.0	1042.1

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

出生や転入後、児童手当の手続きは済んでいますか？

出生したり、児童手当の受給者が町外から転入した場合、児童手当を受給するためには異動があった日の翌日から15日以内に役場窓口で手続きをする必要があります（公務員の方は勤務先での手続きとなります）。手続きがまだの方は早めに行ってください。
※手続きが遅れると、支給される手当も減ってしまいますのでご注意ください。



お問い合わせ／こども課 ☎889－7028